

○浅内地域の人・農地プランについて

1. 協議の場を設けた区域の範囲

浅内地域

(集落) 11 集落

浅内、中浅内、浜浅内、寒川、石丁、福田、
成合、黒岡、河戸川、小野沢、茨島山

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月27日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）状況

○経営体数

法人	5	経営体
個人	73	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織
合計	78	経営体

○農地面積

地域内の農地面積 1,288 ha

農地中間管理機構への集積面積 68.1 ha （令和2年3月末現在）

4. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○

5. 農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者75名（うち地域外認定農業者6名）、認定新規就農者3名を中心経営体として、農地の集積を進める。
- ・河戸川地区において、水稻+ねぎの複合経営が確立されており、地域協力のもと、高収益作物であるねぎの作付面積の増加を図るとともに、市農業技術センターと協力し周年出荷に取り組む。
- ・ねぎ以外の野菜についても、作付面積および販路の拡大に取り組む。
- ・法人所有の大規模なライスセンターを有しており、JAあきた白神のカントリーエレベーターと棲み分けし活用する。